

土浦市監査委員告示第 7 号

地方自治法第 199 条第 14 項の規定により、令和 5 年 3 月 29 日付け土浦市監査委員告示第 3 号で公表した令和 4 年度定期監査結果報告書に基づき、土浦市長から措置を講じた旨通知があったので、別添のとおり告示する。

令和 5 年 4 月 4 日

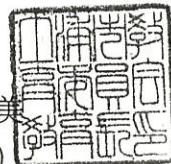
土浦市監査委員 藤田雪絵
土浦市監査委員 内田卓男





土教発第 393-52 号
令和 5 年 3 月 31 日

土浦市監査委員 藤田 雪絵 殿
土浦市監査委員 内田 卓男 殿



土浦市教育委員会教育長 入野 浩美
(担当課:指導課)

令和 4 年度実施の定期監査の結果に基づく措置状況について (通知)

定期監査の結果に基づき下記のとおり措置を講じたので、地方自治法第 199 条第 14 項の規定により通知します。

記

監査の結果 (指摘事項)	管財課が所管する施設に駐車している会計年度任用職員について、マイカー通勤職員市施設内駐車場使用許可を受けていない者がいた。 土浦市職員等の行政財産における通勤用自動車の駐車に関する要綱によれば、週の勤務日数が 3 日未満の職員等については、同要綱第 6 条の規定により使用料を免除することができるとされ、該当者はその条件を満たすものであるが、結果として使用料が免除されるから許可を受けなくてよいというものではないため、適正に処理されたい。
講じた措置の内容	令和 4 年 10 月の事前審査の指摘を受け、事務の遅延により使用許可を受けていないことが発覚したため、直ちに管財課への使用許可申請を行い許可を受けました。なお、マイカー通勤職員施設内駐車場使用許可手続については、業務の漏れがないよう複数名で確認を行うことにいたしました。

